

令和元年度決算に基づく県内市町村等の
健全化判断比率・資金不足比率（確報値）
（政令市を除く）

1 健全化判断比率の状況

（1）実質赤字比率

- ・実質赤字額が生じた市町村はない。

（2）連結実質赤字比率

- ・連結実質赤字額が生じた市町村はない。

（3）実質公債費比率

- ・早期健全化基準（25%）以上となる市町村はない。
- ・県内市町村の平均値は6.4%（単純平均）。

（4）将来負担比率

- ・早期健全化基準（350%）以上となる市町村はない。
- ・県内市町村の平均値は20.0%（単純平均）。

2 資金不足比率の状況

資金不足額が生じた公営企業会計は4つ。

- ・中間市の病院事業会計の資金不足額は275.4百万円、資金不足比率は16.2%。
- ・篠栗町の篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の資金不足額は136.0百万円、資金不足比率は14.2%。
- ・小竹町の小竹町立病院事業特別会計の資金不足額は79.9百万円、資金不足比率は18.0%。
- ・糸田町の町立緑ヶ丘病院事業特別会計の資金不足額は19.8百万円、資金不足比率は3.1%。

令和元年度決算に基づく県内市町村別健全化判断比率(確報値)

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
大牟田市	- (11.93)	- (16.93)	7.7	37.2
久留米市	- (11.25)	- (16.25)	3.4	32.5
直方市	- (12.94)	- (17.94)	5.7	55.2
飯塚市	- (11.70)	- (16.70)	5.2	17.3
田川市	- (12.95)	- (17.95)	7.8	-
柳川市	- (12.69)	- (17.69)	5.0	22.3
八女市	- (12.52)	- (17.52)	9.0	-
筑後市	- (13.26)	- (18.26)	7.6	34.5
大川市	- (13.73)	- (18.73)	8.8	78.4
行橋市	- (12.85)	- (17.85)	5.5	-
豊前市	- (14.10)	- (19.10)	10.2	50.4
中間市	- (13.43)	- (18.43)	13.3	54.5
小郡市	- (13.09)	- (18.09)	9.1	41.5
筑紫野市	- (12.54)	- (17.54)	4.6	-
春日市	- (12.53)	- (17.53)	1.8	-
大野城市	- (12.55)	- (17.55)	1.3	-
宗像市	- (12.51)	- (17.51)	-2.2	-
太宰府市	- (12.90)	- (17.90)	1.4	-
古賀市	- (13.08)	- (18.08)	5.7	-
福津市	- (12.95)	- (17.95)	6.2	0.2
うきは市	- (13.62)	- (18.62)	10.6	-
宮若市	- (13.54)	- (18.54)	5.5	-
嘉麻市	- (13.01)	- (18.01)	4.7	-
朝倉市	- (12.79)	- (17.79)	8.8	-
みやま市	- (13.30)	- (18.30)	4.2	-
糸島市	- (12.49)	- (17.49)	6.5	-
那珂川市	- (13.39)	- (18.39)	5.6	-
宇美町	- (13.99)	- (18.99)	7.7	0.9
篠栗町	- (14.44)	- (19.44)	6.9	12.7
志免町	- (13.61)	- (18.61)	6.0	-
須恵町	- (14.65)	- (19.65)	7.3	61.0
新宮町	- (14.29)	- (19.29)	7.3	88.2
久山町	- (15.00)	- (20.00)	12.9	57.3
粕屋町	- (13.59)	- (18.59)	11.0	-
芦屋町	- (15.00)	- (20.00)	5.7	-
水巻町	- (14.57)	- (19.57)	4.4	50.8
岡垣町	- (14.34)	- (19.34)	4.3	-
遠賀町	- (15.00)	- (20.00)	7.0	24.0
小竹町	- (15.00)	- (20.00)	9.4	105.6
鞍手町	- (15.00)	- (20.00)	8.7	-
桂川町	- (15.00)	- (20.00)	3.5	-
筑前町	- (13.88)	- (18.88)	12.1	79.1

令和元年度決算に基づく県内市町村別健全化判断比率(確報値)

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東峰村	- (15.00)	- (20.00)	5.9	-
大刀洗町	- (15.00)	- (20.00)	6.8	-
大木町	- (15.00)	- (20.00)	7.8	-
広川町	- (15.00)	- (20.00)	8.0	20.8
香春町	- (15.00)	- (20.00)	3.6	-
添田町	- (15.00)	- (20.00)	4.1	-
糸田町	- (15.00)	- (20.00)	4.8	-
川崎町	- (15.00)	- (20.00)	8.6	74.3
大任町	- (15.00)	- (20.00)	17.7	74.4
赤村	- (15.00)	- (20.00)	-5.2	-
福智町	- (14.02)	- (19.02)	3.9	-
苅田町	- (13.45)	- (18.45)	10.2	43.3
みやこ町	- (14.19)	- (19.19)	4.6	-
吉富町	- (15.00)	- (20.00)	8.5	15.2
上毛町	- (15.00)	- (20.00)	-1.5	-
築上町	- (14.61)	- (19.61)	8.0	30.5
27市平均	/		6.0	15.7
31町村平均	/		6.8	23.8
58市町村平均	/		6.4	20.0

(参考:政令市等)

北九州市	- (11.25)	- (16.25)	9.9	170.8
福岡市	- (11.25)	- (16.25)	10.2	112.3
2政令市平均	/		10.1	141.6
60市町村平均	/		6.6	24.1

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」と記載している。
- 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の括弧内の数値は、各市町村の早期健全化基準である。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は一律25%、将来負担比率の早期健全化基準は、政令市400%、政令市を除く市町村350%である。
- 3 平均値は単純平均による。

令和元年度決算に基づく県内公営企業会計別資金不足比率

(単位:%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
大牟田市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
久留米市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	特定地域生活排水処理事業特別会計	-
	卸売市場事業特別会計	-
		-
直方市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
飯塚市	上頓野産業団地造成事業特別会計	-
	水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	飯塚市立病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	地方卸売市場事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
田川市	病院事業会計	-
柳川市	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
八女市	八女市水道事業会計	-
	八女市簡易水道事業費特別会計	-
	八女市下水道事業特別会計	-
	八女市農業集落排水事業特別会計	-
	筑後市水道事業会計	-
	筑後市下水道事業会計	-
大川市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
行橋市	水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
	地方卸売市場会計	-
豊前市	農業集落排水事業会計	-
	水道事業会計	-
	東部地区工業用水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
	中間市水道事業会計	-
	中間市病院事業会計	16.2
	中間市公共下水道事業特別会計	-
	小郡市下水道事業会計	-
小郡市	小郡市工業団地整備事業特別会計	-
		-
筑紫野市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	春日市下水道事業会計	-
大野城市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-

令和元年度決算に基づく県内公営企業会計別資金不足比率

(単位:%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
宗像市	下水道事業会計	-
	渡船事業特別会計	-
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	-
太宰府市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
古賀市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
福津市	福津市公共下水道事業会計	-
うきは市	下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	浄化槽整備事業特別会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
宮若市	水道事業会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
嘉麻市	水道事業会計	-
朝倉市	水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	簡易水道特別会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
みやま市	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	生活排水処理事業特別会計	-
糸島市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	渡船事業特別会計	-
那珂川市	那珂川市下水道事業会計	-
宇美町	宇美町上水道事業会計	-
	宇美町流域関連公共下水道事業会計	-
篠栗町	水道事業会計	-
	流域関連公共下水道事業会計	-
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	14.2
志免町	水道事業会計	-
	流域関連公共下水道事業会計	-
須恵町	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
新宮町	水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	渡船事業特別会計	-
久山町	相島漁業集落環境整備事業特別会計	-
	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
粕屋町	草場地区再開発事業特別会計	-
	水道事業会計	-

令和元年度決算に基づく県内公営企業会計別資金不足比率

(単位:%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
粕屋町	流域関連公共下水道事業会計	-
芦屋町	公共下水道事業会計	-
	モーターボート競走事業会計	-
	国民宿舎特別会計	-
水巻町	公共下水道事業会計	-
岡垣町	岡垣町下水道事業会計	-
	岡垣町水道事業会計	-
遠賀町	下水道事業会計	-
小竹町	小竹町立病院事業特別会計	18.0
	小竹町水道事業特別会計	-
	小竹町農業集落排水事業特別会計	-
	小竹町公共下水道事業特別会計	-
鞍手町	鞍手町水道事業会計	-
	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	-
桂川町	水道事業会計	-
筑前町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
東峰村	簡易水道事業	-
大刀洗町	大刀洗町下水道事業特別会計	-
大木町	大木町水道事業会計	-
広川町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
香春町	水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	生活排水処理事業特別会計	-
添田町	水道事業会計	-
糸田町	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	3.1
大任町	水道事業会計	-
赤村	簡易水道特別会計	-
苅田町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	-
みやこ町	水道事業特別会計	-
	下水道事業特別会計	-
吉富町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
上毛町	農業集落排水事業特別会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	工業等用地造成事業特別会計	-
築上町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
公立八女総合病院企業団	公立八女総合病院企業団病院事業及び介護老人保健施設事業会計	-
山神水道企業団	山神水道企業団水道用水供給事業会計	-
福岡県南広域水道企業団	福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業	-
福岡地区水道企業団	水道用水供給事業	-
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合水道事業会計	-
	宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計	-
三井水道企業団	三井水道企業団水道事業会計	-
春日那珂川水道企業団	水道事業会計	-

令和元年度決算に基づく県内公営企業会計別資金不足比率

(単位:%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
田川広域水道企業団	田川広域水道企業団水道事業会計	-
京築地区水道企業団	京築地区水道企業団水道用水供給事業会計	-

(参考:政令市)

北九州市	上水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	交通事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	公営競技事業会計	-
	食肉センター特別会計	-
	卸売市場特別会計	-
	渡船特別会計	-
	漁業集落排水特別会計	-
	港湾整備特別会計	-
	産業用地整備特別会計	-
	空港関連用地整備特別会計	-
	学術研究都市土地区画整理特別会計	-
市民太陽光発電所特別会計	-	
福岡市	モーターボート競走事業会計	-
	下水道事業会計	-
	水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	高速鉄道事業会計	-
	集落排水事業特別会計	-
	中央卸売市場特別会計	-
	港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-	

備考

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金の不足額がなく、資金不足比率が生じていない場合は、「-」と記載している。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ11.25～15%
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計を含む））実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ16.25～20%
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

※ 準元利償還金
一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 350%（政令市は400%）

※ 将来負担額
地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%